

【17 釈文】 清水越え一件永井宿存続願い（嘉永6年）

（端裏書）

「上納扣 四郎右衛門扣」

乍レ恐以ニ書付一奉ニ歎願一候

上州吾妻郡永井村役人共一同奉ニ申上一候、私共村方之義者

（俣）

三国街道繼場ニ有レ之、同国利根郡相又村迄片宿御繼立仕

候得共、一躰小村ニ而高三拾六石八斗余、家数廿四軒ならでハ無レ之、

皆畑片毛作、三国峠中辺ニ而至而土地悪敷、麦作一切出来不レ申、

諸作共実法薄、極難涉之村方ニ而、御伝馬可レ勤人馬六人

六疋ならでハ無レ之、追々御用御通行ハ次第ニ相増、日々御繼立

ノ已ニ取懸、農業手入不行届、猶更諸作不熟いたし、

百姓共夫食引足不レ申、御繼立之間合、売人荷物運送

并ニ旅人休泊之潤江を以、漸御年貢御上納其外夫食等

買調、御伝馬役相勤候折柄、去る天保七申年大凶作以来

（余）

村柄至而相衰江、自然手除り地出来、難涉致詰候次合、

（全）

前躰当村方之義ハ三国山麓ニ付、諸御用御休泊

別而多分有レ之、近年引続佐州御奉行様御泊有レ之、

右入用出錢等ニも差支、右売人荷物付送、旅人休泊

等之助成ヲ以漸賄置候次合ニ而、村方百姓相続ニも差支、去る

嘉永元申年助合御年限ニ相成候後、繼年被ニ仰付一度、度々

御歎願奉ニ願上一候所、去子年中差村一同村柄御見分者

相濟候へ共、其後何之御沙汰も無二御座一、今以助合等も不レ被二仰付一、
(途)
一同十方二」

暮罷有候、然処此度越後国清水村より上州粟沢村江新道

御切開為二御見分一と御前様方御帰府之所、乍レ恐奉二歎願一候、
当村方之義者前書奉二申上一候通難涉之村方二而、土地之産物

外稼等少も無二御座一、駄賃渡世二有レ之候所、右新道出来候

上者売人荷物ハ勿論、旅人通行等迄追々右新道江通行

いたし、御用御通行ノ已当往還通行二相成候得ば、次第二往来

衰微いたし、弥増村方困窮二陥可レ申ハ眼前之義二而、一村退転

およぶより外無レ之、誠以歎ケ敷次第、何卒格別之以二御慈悲ヲ一

村方百姓相続仮成立行相成候様、御仁恵之御沙汰

奉二願上一候、以上

林部善太左衛門御代官所

上州吾妻郡永井宿

嘉永六丑年

問屋兼年寄 四郎右衛門 印

八月

同 断 十兵衛

同 断 徳兵衛 印

年 寄 新左衛門

御見分御懸

御役人衆中様

(以下、奥添書)

右者村方へ御旅宿之上、右二付歎願可二差出一旨御内意

二付、相認メ差上候事、右願書江切添被レ成、右願人

印形不レ残、猶又切添書江調印為レ致候事

【17読み下し文】

(端裏書)

「上納(じょうのう)扣 四郎右衛門扣」

恐れ乍(なが)ら書付を以(もつ)て歎願(たんがん)奉(たてまつ)り候」

上州吾妻郡永井村役人共一同申し上げ奉り候、私共(ども)村方の義は

(俣)

三国街道継ぎ場にこれ有り、同国利根郡相又村迄片宿(かたしゆく)御継ぎ立て仕(つかまつ)り」

候えども、一躰(いったい)小村にて高三拾六石八斗余り、家数二十四軒ならではこれ無く、」

皆畑片毛作(かたげさく)、三国峠中辺にて至つて土地悪敷(あしく)、麦作一切(いっさい)出来(しゅつたい)申さず、」

諸作共実法(みのり)薄く、極(ごく)難渋(なんじゅう)の村方にて、御伝馬(てんま)勤むべき人馬六人」

六疋(ひき)ならではこれ無く、追々(おいおい)御用御通行は次第に相増し、日々御継ぎ立て」

のみに取り懸かり、農業手入れ不行き届き、猶更(なおさら)諸作不熟(ふじゆく)いたし、」

百姓共夫食(ぶじき)引き足り申さず、御継ぎ立ての間(ま)合(あ)い、売り人荷物運送」

並びに旅人休泊の潤(うるお)いを以て、漸(ようや)く御年貢御上納其(そ)の外(ほか)夫食等」

買(か)い調(ととの)え、御伝馬役相勤め候折柄(おりがら)、去(こ)る天保七申年大凶作以来」

(余)

村柄(むらがら)至(いた)つて相衰え、自然手除(てあま)り地出来、難渋致し詰(つ)め候次合(あ)い、」

(全)

前躰(ぜんたい)当村方の義は三国山麓に付、諸御用御休泊

別(わけ)て多分これ有り、近年引き続き佐州御奉行様御泊りこれ有り、

右入用出銭等にも差し支(つか)え、右売り人荷物付け送り、旅人休泊

等の助成を以て漸く賄(まかな)い置き候次合(あ)いにて、村方百姓相続にも差し支(つか)え、去(こ)る」

嘉永元申年助け合(あ)い御年限に相成り候後、継ぎ年仰せ付けられ度、度々

御歎願願い上げ奉り候所、去る子年中差村（さしむら）一同村柄御見分は相済み候えども、其の後何の御沙汰も御座無く、今以て助け合い等も仰せ付けられず、一同十方（とほう）に」

暮れ罷（まか）り有り候、然（しか）る処、此（こ）の度越後国清水村より上州栗沢村へ新道」

御切り開き御見分として御前様方御帰府（きふ）の所、恐れ乍ら歎願奉り候、当村方の義は前書申し上げ奉り候通り難渋の村方にて、土地の産物

外稼ぎ等少しも御座無く、駄賃渡世（だちんとせい）にこれ有り候所、右新道出来候」

上は売り人荷物は勿論（もちろん）、旅人通行等迄追々右新道へ通行

来」
いたし、御用御通行のみ当往還（おうかん）通行に相成り候えば、次第に往

衰微いたし、弥増（いやまし）村方困窮に陥（おちい）り申すべくは眼前の義にて、一村退転（たいてん）」

慈悲を以て」
およぶより外これ無く、誠に以て歎ケ敷（なげかわしき）次第、何卒格別の御

沙汰（さた）」
村方百姓相続仮成（かなり）立ち行き相成り候様、御仁恵（じんけい）の御

願い上げ奉り候、以上

林部善太左衛門御代官所

上州吾妻郡永井宿

（一八五三）

嘉永六丑年

八月

問屋兼年寄 四郎右衛門 ㊦

同断 十兵衛

同断 徳兵衛 ㊦

年寄 新左衛門

御見分御懸かり

御役人衆中様

（以下、奥添書）

右は村方へ御旅宿の上、右に付歎願差し出すべき旨御内意（ないい）

に付、相認（したた）め差し上げ候事、右願書へ切り添え成られ、右願い人印形（いんぎょう）残らず、猶又（なおまた）切り添え書へ調印致させ候事